

平成30年の労働・社会保険手続き／給与計算の年間スケジュール

月	内 容	提 出 書 類	備 考	期 限 (H30)
毎 月	前月分の源泉所得税額の納付		管轄税務署	毎月10日
	前月分の住民税 特別徴収税額の納付		各市区町村	毎月10日
	社会保険料の納付		管轄年金事務所	毎月末
1 月	年末調整の事務処理	「源泉徴収票等の法定調書合計表」、提出対象者の「源泉徴収票（税務署提出用）」	該当する各支払調書を記入・添付し税務署へ提出	1月31日（水）
		「給与支払報告書（総括表）」、2枚、「源泉徴収票（市区町村提出用、2枚）」	1月1日現在の住所地（現住所）の市区町村へ提出	1月31日（水）
	労働保険料納付（第3期：12月1日～3月31日）			納期限1月31日（水）
3 月	退職者	[キリン通信794号参照] 「給与所得者異動届出書」（住民税納付先市区町村へ）	住民税は一括徴収 「源泉徴収票」の発行	異動届出書、翌月10日まで
4 月	新入社員の入社	[[キリン通信794号参照]	「扶養控除等（異動）申告書」を預かる（本人記載）	提出期限 雇用保険：入社日の翌月10日まで 社会保険：入社日より5日以内
	給与額改定（昇・降給）	昇給後3ヵ月間の給与額により「健康・厚生保険 被保険者報酬月額変更届」		
6 月	住民税の特別徴収税額の改定		本人へ通知書（納税義務者用）を配布	
7 月	労働保険料の算定・申告及び納付	「労働保険 概算・確定保険料申告書」	前年度の確定保険料と今年度の概算保険料を算定し、申告 → 金融機関にて納付	納期限7月10日（火） （全期、第1期：4月1日～7月31日）
	健康保険・厚生年金保険料の見直し（定時決定）	「健康・厚生保険 被保険者報酬月額算定基礎届」 又は「被保険者報酬月額変更届」	4月～6月の各給与額（通勤手当を含む）を基に、9月以降の標準報酬月額を改定	提出期限 7月10日（火）
	夏季賞与	[キリン通信794号参照]		支給日より5日以内
	健康保険 被扶養者認定状況の確認（検認）	「健康保険 被扶養者調書」 「健康保険 被扶養者資格確認総括表」	18歳未満の子を除く被扶養者の年齢、職業、収入等を記載提出	7月31日（平成29年度の全国健康保険協会の場合）
9 月	定時決定で改定した保険料等級へ変更 厚生年金保険料率の改定		10月支給の給与分より改定	
10 月	労働保険料納付（第2期：8月1日～11月30日）			納期限10月31日（水）
12 月	冬季賞与 年末調整	[キリン通信794号参照]	年末調整処理後、源泉徴収票（受給者交付用）を本人へ交付	夏季賞与に同じ

※平成29年12月現在の法令に基づいた予定です。